なお、水銀廃棄物の輸出入については、廃棄物処理法の廃棄物の定義に該当するもの及び水銀含有再生資源について、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の我が国における実施法である廃棄物処理法及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律により適切に対応する。

10　汚染された場所に関する措置

（法制定時の状況）

土壌汚染対策法及び水質汚濁防止法に基づき、水銀等により汚染された場所を特定し、評価している。

（マーキュリー・ミニマムの環境の実現に向けて）

水銀等により汚染された場所を特定し、評価する。

（具体的措置）

土壌汚染対策法及び水質汚濁防止法に基づき、水銀等により汚染された場所を特定し、評価する。

具体的には、土壌汚染対策法に基づき、水銀等を含む土壌に起因した人の健康被害を防止する観点から、土壌汚染に関する調査、汚染土壌の対策等が適切に行われることを確保する。また、水質汚濁防止法に基づき、地下水の直接飲用に起因する人の健康被害を防止する観点から、地下水汚染に関するモニタリング等の調査及び地下水の浄化等の適正な措置が行われることを確保する。

第二　国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項～関係主体の役割分担～

水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて条約の的確かつ円滑な実施を確保するために策定される計画の実施主体は国が中心となるが、各措置の実施に当たっては、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民といった社会の構成員である全ての主体がそれぞれ環境基本法（平成５年法律第91号）に規定された責務を踏まえ、共通の認識の下に、互いの連携、協力を密にして行動することが肝要である。

1　国が講ずべき措置

国は、以下の措置を講ずる。

・関係府省庁連絡会議等を活用し、関係府省庁の間での緊密な連携を図り、計画に示された措置を総合的かつ計画的に実施する。

・法、大気汚染防止法、既存の関係法令等における水銀等規制等の施行状況を確認し、必要が認められる場合には適切な措置を検討、措置するとともに、水銀等による環境の汚染状況、条約の締約国会議における議論状況等も踏まえ、適切な措置を実施する。

・地方公共団体、事業者及び国民に対して、水銀の環境上の影響、人体への毒性等についての正確な知識の普及及び水銀等による環境の汚染を防止するための活動の促進に資する情報の提供を進めることにより、水銀等及び水銀使用製品の代替又は使用の抑制に資する措置を講じ、あわせて廃棄又は退蔵された水銀等及び水銀使用製品の適正な回収及び処理を進めるための技術的な助言等の措置も講ずる。

・国自らが行う事務事業に関して、水銀等及び水銀使用製品の使用を抑制するための措置を講ずる。

・国際的に協力して水銀による環境の汚染を防止するため、資金協力、技術協力、人材育成協力等の国際協力を進めるとともに、水銀による人の健康及び環境への影響に関する研究の継続及び国際的な普及を進めることにより、我が国が持つ技術と経験をいかした世界的な水銀対策の実施に貢献する。

2　地方公共団体が講ずべき措置

地方公共団体は、以下の措置を講ずる。

・計画に示された措置等のうち各地方公共団体に関係する措置等について総合的かつ計画的に実施する。

・各地方公共団体に所在する事業者及び国民に対して、水銀の環境上の影響、人体への毒性等についての正確な知識の普及及び水銀等による環境の汚染を防止するための活動の促進に資する情報の提供を進めるとともに、代替品等の普及促進等を進めることにより、水銀等及び水銀使用製品の使用の抑制に資する措置を講ずる。

・先進的な地方公共団体等の取組を踏まえ、地方公共団体が自ら行う事務事業に関しても、水銀等及び水銀使用製品の使用を抑制するとともに、市町村の経済的社会的諸条件に応じて、その市町村内において廃棄又は退蔵された水銀使用製品の適正な回収及び処理を進めるための措置を講ずるよう努める。

3　事業者が講ずべき措置

事業者は、以下の措置を講ずる。

・水銀等の貯蔵、使用、排出及び放出並びに水銀使用製品の製造、輸出入等を行う場合においては、計画に示された措置等のうち当該事業者に関係する義務等について適切に実施する。

・水銀使用製品の代替や、水銀等を使用せざるを得ない場合における低減技術の開発と導入を進める。

・水銀等を廃棄する場合には適正な処理を確保することで最終的な環境への影響を低減する。

・自らの事務事業に関しても、水銀等及び水銀使用製品の使用を抑制するよう努める。

・水銀使用製品の製造者又は輸入者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の国民が水銀使用製品を適正に分別して排出することに資する情報を提供するように努める。

・国及び地方公共団体が実施する水銀等及び水銀使用製品の使用を抑制するための措置及び廃棄又は退蔵された水銀使用製品の適正な回収に、事業者自身による回収も含め、協力するよう努める。

4　国民が講ずべき措置

国民は、以下の措置を講ずる。

・国、地方公共団体等が実施する水銀等及び水銀使用製品の使用を抑制するための措置及び廃棄又は退蔵された水銀使用製品の適正な回収に協力するよう努める。

・事業者が行う廃棄又は退蔵された水銀使用製品の自主回収事業に協力するよう努める。

・自らの日常生活に係る水銀等及び水銀使用製品の使用の抑制及び代替製品の選択並びに水銀使用製品の適正な分別排出に努める。

第三　その他条約の的確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項～補足的措置～

1　健康に関する側面に関する措置

昭和31年の水俣病の公式確認以降、昭和43年の水俣病の原因に関する政府統一見解の発表等を踏まえ、水俣病による被害を受けた方に対する補償・救済を実施している。法制度による対応としては、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号）及び同法の給付内容を充実させる等により新たな公害補償制度として成立した公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）に基づく認定制度を設けており、認定を受けた水俣病に係る被害者に対しては、原因企業との補償協定に基づく慰謝料や医療費等の補償が行われている。公健法施行以降、損害賠償請求訴訟の増加等を踏まえ、平成７年には、原因企業による一時金や行政による医療費等を支給する措置が実施された。さらに、平成16年の最高裁判所による損害賠償請求訴訟についての判決後、同判決により、原因企業のほか、行政においても一定の責任が認められたことを踏まえ、医療対策等の一層の充実を進めるとともに、平成21年に制定された水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）に基づき、原因企業による一時金や行政による療養費等の支給を行っている。こうした補償・救済に係る取組のほか、胎児性水俣病患者等への生活支援をはじめとする水俣病発生地域の医療・福祉対策の充実や、水俣病による差別や偏見により分断された地域社会の再生・融和に関する取組等を実施している。